

令和 6 年第 2 回

君津市農業委員会議事録

令和 6 年 2 月 5 日 (月)

令和6年第2回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年2月5日（月）午後3時30分から午後4時27分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川 正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第1号から議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第14号から議案第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第5 議案第16号 令和5年度第9次農用地利用集積計画について

日程第6 議案第17号 令和5年度農用地利用促進計画案（令和6年2月）について

日程第7 報告第1号から報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第7号から報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第9号から報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第15号から報告第16号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（14名）

1番	内 海 孝夫	2番	鮎川 正幸
3番	水 野 徳子	4番	小笠原 武男
5番	笛 本 幸恵	7番	神 子 純一
8番	溝 口 勝美	9番	小 泉 春水
10番	齊 藤 昇	11番	重 田 忠男
12番	長谷川 貢	13番	鈴 木 隆

14番 石井 和美

欠席委員（1名）

6番 宇野 真弘

出席した職員

事務局長	永	田	聰
事務局次長	永	島	環
会計年度任用職員	白	石	一
経済環境部農政課 企画調整係長	奥	倉	勇

田	聰
島	環
石	一

◎会長挨拶

会長 皆さん、お忙しい中、農業委員会の出席、御苦労さまです。

今話がありましたけども、アンケートのほう、先月の末からだんだんと発送されておりまして、私のほうにも届いておりますけれども、私のほうは間違いはありませんでした。

このアンケートですけれども、回収率を少しでも上げていきたいと、そのために皆さんいろいろ努力していただきたいなというふうに思っておりますので、何かの会合とか、あるいはどこかの機会で発言できるような機会がありましたら、ぜひアンケートの回収に御協力を願いたいということで、農業委員の方、推進委員の方、ぜひ話していただいて、少しでもアンケートの回収率が上がるようにお願いしたいと思います。

これをもとに原案を作っていくわけですので、この回収率が上がれば原案がある程度いいものができるというふうに考えられますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今日はこの後、新年会を計画しておりますので、皆さん、なかなか今までコロナで飲む機会もありませんでしたが、ひとつ懇親を深めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは会議のほうに移ります。

◎諸般の報告

会長 それでは、1月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

1月23日、きみつ農業いきいき交流会2024が、かずさアカデミアホールで開催され、農業委員6名、それから農地利用最適化推進委員9名の15名が参加いたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

農業委員会の総会は、農業委員会会議規則第17条に公開すると規定されております。

本日は、1名の方から傍聴の申出がありましたので、御了承願います。

(傍聴人入室)

会長 会議に先立ちまして、傍聴人の方には、会議を傍聴するに当たり受付時にお渡ししてあります傍聴要領の「会議の傍聴人の遵守事項」等を守っていただき、会議の進行に御協力をお願ひいたします。

◎開 会

(午後 3 時 30 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は、13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第2回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

3番、水野徳子委員、4番、小笠原武男委員の2名の方にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第13号

議 長 日程第3、議案第1号ないし議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条許可申請について、御説明をいたします。

議案第1号について説明します。

人見地先の田5筆、面積4,341平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在4万2,861平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、ハーベスター、バインダー、トラック、軽トラック、耕運機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第2号について説明をいたします。

下湯江地先の田3筆、面積6,281平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業経営の規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在10万1,605平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第3号について説明をいたします。

中島地先の田1筆、面積1,023平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続で取得したが遠方に居住しており、管理ができないため、譲受人は隣地を所有、耕作しております、経営規模の拡大が図れるためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万2,606平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第4号について説明をいたします。

糠田地先の田1筆、面積670平方メートルを売買により所有権移転するものです。

譲渡人は耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人は農地所有適格法人として農地を経営しており、その面積は15万6,593平方メートルとなっています。農機具は、トラクター、管理機、運搬車、ブームスプレーヤを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第5号について説明いたします。

旅名地先の田5筆、面積1,155平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢のため経営の規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在3,761平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、軽トラック、自走式草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第6号について説明をいたします。

賀恵渕地先の田4筆、面積3,467平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は耕作できないため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在4万9,335.55平方メートルの農地を経営しております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第7号について説明いたします。

賀恵渕地先の田1筆、面積1,162平方メートルを、議案第8号の農地と土地交換をする内容でございます。

申請理由といたしまして、効率的な耕作をするためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万3,835平方メートルの農地を経営しております。農機具は、トラクター、田植機、草刈り機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

議案第8号について説明をします。

賀恵渕地先の田2筆、1,161平方メートルを、議案第7号の農地と土地交換をするものであります。

申請理由として、効率的な耕作をするためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は現在8,141平方メートルの農地を経営しております。農機具は、トラクター、田植機、草刈り機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第9号について説明をします。

新規就農する譲受人が、箕輪地先の田1筆、面積3,743平方メートルのうちの2,000平米を賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業に新規参入するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は、新規就農となります。近隣の農家の協力を得て3年ほど前から耕作を経験しております。農機具は、耕運機、運搬用自動車を所有し、トラクター、コンバインは近所の農家の協力を得て借り受ける予定となっております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第10号について説明いたします。

俵田地先の田3筆、面積839平方メートルを無償譲渡により所有権移転するものです。

申請理由は、譲渡人は耕作ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は現在1万5,316.82平方メートルの農地を経営しております。農機具

は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第11号について説明いたします。

向郷地先の田1筆、面積742平方メートルを無償譲渡により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人はこれまで隣接する親族所有の農地を耕作しております、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在農地は所有をしておりませんけれども、これまで親族の所有する農地を共同で耕作、経営してきておりまして、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第12号について説明いたします。

農業に新規参入する法人が、農地所有適格法人として大戸見地先の田4筆、面積3,995平方メートルを売買により所有権移転し、ブルーベリーを栽培する内容の申請でございます。

申請理由として、譲渡人は高齢で遠方に居住しており、農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業に新規参入し、経営の規模を拡大するためです。

許可基準ですけれども、譲受人は農地所有適格法人として、農業に新規参入をする法人となります。

農地所有適格法人の主な要件は5つございまして、1つ目の法人形態ですが、申請者は合同会社で要件を満たしております。

2つ目といたしまして、事業要件ですが、売上げの過半が農業の売上げが占めることというのですが、新規参入法人であるため、今後、毎年提出される農地所有適格法人報告書でこの要件を満たしているかを確認していくことになります。

3つ目の構成員要件、議決権の過半が農業に関連するものであることと4つ目の役員要件、役員の過半数が株主、もしくはその役員の過半数は農業に年150日以上、かつ役員の1人以上が農作業に60日以上従事することとありますけれども、同法人が役員が代表社員1人だけでございまして、その代表が農業に150日、農作業に60日従事する見込みとなっております。

5つ目の民間企業の出資につきましては、民間出資がこの法人についてはありませんので、この要件を満たしております。

以上、農地所有適格法人としての5つの要件を満たすかあるいは今後満たす見込みとなっております。

栽培技術につきましては、会社から任命されている農園長が市内外の農園でブルーベリー栽培を経験し、実践段階では経験豊富なこれらの農園からサポート等が得られるということでございます。農機具は耕運機、運搬車、草刈り機、一輪車を購入見込みということになります。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

議案第13号について説明します。

旧川俣地先の田4筆、面積1,654平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作できないため、譲受人は観賞用苗木を栽培し、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は昨年12月の総会でヤシの苗木を栽培するとして、農地を取得した個人で、現在821平方メートルの農地を経営しているということになります。農機具は、トラクター、普通トラック、軽トラック、草刈り機、バックホー、散水機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ありません。

以上、事務局からの説明を終わりにさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第2号については、私から報告いたします。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

地図の上部にある大成建材の上の灰色の部分が小糸川になります。その川岸の道路を富津方面に進み、人見の表記があるところが、議案1号の申請場所になります。飯野揚水機場というものが隣にあります、そこのすぐそばになります。

2月1日に譲受人及び代理人と現地確認を行いました。申請地は田んぼとして耕作されておりますが、一部は耕作されず雑草が生えている部分もありました。譲受人は富津で農業しており、規模拡大のために購入を決めたということでした。隣に揚水機場があり、水が豊富なので耕作しやすいというふうにおっしゃっておりました。特に問題ないと思われます。

引き続き、議案2号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は先ほどと同じ別冊の1ページをご覧ください。

地図の右下のところにファミリーマートの表記がありますけれども、これが下湯江のファミリーマートで、このところのY字路を右に入って、その先に東電の変電所があるんですけれども、その先が議案2号の申請場所の2筆になります。その先の農道を小糸川方向に400メートルほど進んで、左折して200メートルほど行ったところがもう1筆になります。

1月31日に譲受人及び譲渡人と現地確認を行いました。申請地は田んぼとして耕作されておりました。現在も譲受人が譲渡人から借りて耕作しているということでした。譲渡人が農業規模の縮小のために売ることを決めたということです。譲受人はこの地域で大規模に水稻耕作を行っている方で、規模拡大のために購入を決めたということでした。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第3号ないし第4号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。議案3号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は別冊2ページを御覧ください。

現場はJAライスセンターの西方約600メートル付近に位置する田んぼであり、1月26日、代理人立会いによる現地の立会いをしました。代理人は田んぼとして管理していくという事で、特に問題ないと思いますので、よろしく御審議ください。

議案第4号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は別冊3ページを御覧ください。

現場は小糸公民館の東方約500メートル付近に位置する田んぼであり、1月27日、譲受人と現地で立会いをしました。譲受人は田んぼとして維持管理していくもので、特に問題ないと思いますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議 長 続きまして、議案第5号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第5号について御説明いたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所については別冊の4ページを御覧いただいてお願いいたします。

申請場所は国道410号線を鴨川方面に向かって、旅名橋の手前、これを左折ですけれども、

東方面、およそ500メートルほど入った場所になります。

1月28日及び30日に、個別ですが当事者と現地確認を行いました。申請地は休耕田で、草刈りをした後のようになっておりました。これまで獣害もあり耕作はされていなかった土地とのことです。譲受人は住居に隣接した場所なので、この獣害についても対策しながらサトイモやジャガイモを栽培していきたいということでした。

特に不許可となるような要件はないと思いますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第6号ないし第8号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。よろしくお願いします。

では、議案第6号について説明いたします。

申請内容については、事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊の5ページを御覧ください。

小櫃の真ん中を通る410バイパスですけれども、小櫃のJA味楽団直売所があります。そこから見て西に四、五百メートルぐらい行ったところが現地となります。

1月29日に、譲受人と現地を案内してもらい確認してきました。申請は4筆になっていますけれども、その中の2筆が要は畦畔を取って1枚になっている状況で、申請は4筆になっているけれども、実際3筆ということで理解してもらいたいと思います。そして、この譲受人も自分がよく知っている方で、ちょっと年を取ったけれども規模を拡大するということで意欲満々で、それで譲渡人のほうは、前は小櫃の住人でしたけれども、隣、地区外に住むようになりますと、この小櫃の田んぼ耕作ができないということで、所有権移転になったそうです。

何ら問題点はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

では続きまして、議案第7号、8号、連続で説明したいと思います。

申請内容については、事務局の説明どおりです。

申請場所、現地ですけれども、先ほど言ったところに近いところです。JA味楽団の直売所から西に真っすぐ行ったところが現地になります。

この所有権移転ですけれども、要は俗に言う田んぼの交換分合ということで、お互い申請を出し合ったということで、実際もう数年前から交換して作っていたそうです。それでこのままざる世代が替わるとトラブルとか問題があるといけないから、この際、申請を出したということですので、何ら問題ないと思われます。

御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 続きまして、議案第9号ないし第10号について、11番、重田委員からお願ひします。

重田委員 11番、重田忠男です。

議案第9号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊6を開いてください。

旧410号線、馬来田久留里街道、俵田駅前の信号、久留里方面に約700メーター先、牧野モータースのところを左に曲がり、約300メートル先を右に入ったところの4番目の田んぼでした。申請地は田んぼとして耕作をされていました。

現地確認は、1月28日に、譲渡人と譲受人とで確認しました。申請地は田んぼとして耕作されておりました。譲渡人は農地の維持が大変なため、譲受人は農業に新規参入するためということですので、また許可基準として、農機具はトラクターとコンバインは近所の農家から借りて、耕運機と運搬用自動車は所有しており、賃貸借、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

それでは、続けて議案第10号について、御説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊5を開いていただきたいと思います。

久留里馬来田バイパスを、久留里方面から馬来田方面に向かい、俵田の交差点の先、左の田んぼです。

現地確認は、1月28日に、譲渡人と譲受人と確認いたしました。申請地は田んぼとして耕作されておりました。譲渡人は耕作できないため、譲受人は農業経営を拡大したいためということです。

許可基準として、農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台を所有しており、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第11号について、12番、長谷川委員からお願ひします。

長谷川委員 長谷川です。議案第11号について説明いたします。

先ほど、事務局のほうの説明にあったように、農機具については所有しているんですか。していないですよね。

白石会計年度任用職員 共同で農作業をしている親族の家のものという事です。すみません。

長谷川委員 そうですよね。さっき所有していると言っていました。

そういうふうな訂正がありましたので、農機具については所有しておりません。今まで譲渡人の兄と一緒に経営をしておりまして、その1筆だけを兄から譲り受けるということで、農機具についても共同で使用するというふうに聞いています。

場所については別冊7ページです。久留里駅のほうから君津方面に向かいまして、双信光器製作所の手前のほうを左折しまして、約300メートルぐらい来たところになります。

1月27日に代理人と現地確認を行いました。兄の土地を耕作していたが、兄から譲渡されたということです。無償譲渡ということです。土地はもう耕作可能な状態であり、今までも土地改良等の用水路の作業にも積極的に参加しているということでした。特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、議案第12号について、13番、鈴木委員からお願ひします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。議案番号第12号について御説明いたします。

申請の内容につきましては、詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の8ページをお開き願います。

中央上部にかずさあけぼのとありますけれども、その右側が旧松丘小学校でございます。その前を通りまして、右折して市道、地図の下のほうに向かって1キロメートルほど行きまして、小櫃川にかかります正平橋というところがあります。その橋を渡って市道を右折して800メートルほど進みますと、オナメシという集落があります。入り口があります。ここからまた地図の上のほうに向かって200メートルほど行ったところが申請地でございます。

1月28日、代理人と現地で申請地の調査を行いました。申請地は田んぼですが、耕作放棄地となっていましたが、ブルーベリーの栽培をするという今回の申請に当たり、その準備のため草刈りをしてきれいになっていました。譲渡人は相続によってこの土地を取得しましたが、高齢でまた遠方に住んでいるため、農業ができないと、また管理が大変であるため売却することです。譲受人は横浜市西区に設立した法人で、農地所有適格法人として農業に新規参入して経営規模を拡大したいということです。農地所有適格法人としての必要な要件は満たしているとの事務局の説明があったとおり、農業経営実施計画もしっかりとおり、また、作業をする人もブルーベリー栽培の研修を受けているということで、問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第13号について、14番、石井委員からお願ひします。

石井委員 14番、石井です。議案第13号について御説明申し上げます。

詳細については、今、事務局のほうからお話をありましたとおりでございます。

場所については別冊の9ページになりますけれども、こちら、国道465号という大多喜に向かっていく道路なんですけれども、そこに高水不動堂というのがありますとおりでございます。それを超えて、また300メートルぐらい行きますと、川沿いに出まして、亀山ダムの下流500メートル地点ぐらいだと思いますけれども、そこに高水橋という橋がございまして、そこを左に行っていただくところが現地になります。

1月27日、代理人の方と現地を見させていただきました。この場所については、揚水とか、水揚げとか、そういう関係がなくて、天水で作っている田んぼでした。そういう関係で揚水と、それと近隣等について、排水等について、何ら問題はないと思われます。譲受人は袖ヶ浦のほうで先ほど事務局から説明がありましたように、観賞用のヤシの木を栽培するということで、近隣にもまた植え始めてきているということでやっています。譲渡人はもう耕作ができないということで、この際、じゃ、譲渡しちゃおうということで、近隣等については、先ほどもありましたように何も問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願ひします。

水野委員。

水野委員 3番、水野です。

議案9号について、ちょっと質問があるんですが、1枚を全部使わない理由って何かありますか。その残された部分はどうされるのかとお聞きしたいです。

白石会計年度任用職員 初めての耕作ということで、一応真四角な農地の中の取りあえず2反部分を借りますということでした。ただ、将来的には拡大はしていきたいが、その辺を栽培しながらうまくいくようでしたら拡大していきたいというお話をしました。2反という数字がどうしてかというと、ちょっとすみません、そういうような説明でございました。

水野委員 残されたところは管理ができるということですか。

白石会計年度任用職員 そうですね、管理はしていきたいという事でした。草刈り等。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

溝口委員。

溝口委員 8番の溝口です。

議案12号、ブルーベリーにするって、前からよくブルーベリーということが出てくるんですけども、田んぼをブルーベリーにして、そうすると何年かすると山林に地目変更って可能なんですか。

白石会計年度任用職員 果物の果樹でブルーベリーを収穫するということになりますので、森林ではなくて農地という扱いになります。

溝口委員 田んぼは田んぼのままでじやいくのですか。

白石会計年度任用職員 地目については、そうですね。特に変更する義務はないんですけども、田ではなくて畑というようなことで地目変更することもできることになりますけれども、特にそこは農地になっておりますので、義務はございません。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

それでは議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第14号ないし第15号

議長 日程第4、議案第14号ないし第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永嶺次長 議案第14号ないし第15号について同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

畠地先の田3筆、面積1,847平米を引き続き市公園の観光用駐車場として使用するための許可期間延長にかかる計画変更です。観光用駐車場として令和6年3月31日まで許可を取得していましたが、令和7年3月31日まで1年間の計画変更の申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまでも被害の報告もなく、面積に変更もないため問題ないと思われます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

議案第14号、第15号について何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

長谷川委員。

長谷川委員 長谷川です。

駐車場用地ということなんですけれども、今回、変更ということでもって、1年ということなんですけれども、1年でこれ駐車場は終わりになるんですか。

永嶺次長 予定では1年というところで、計画変更ということでした。今後、その先につきま

してはまだ決まっていないようです。

長谷川委員 はい、分かりました。

議 長 ほかに何か御質問ございますか。

溝口委員。

溝口委員 この田んぼは農振区域に入っている位置なんですか。

永鳴次長 すみません、農振農用地に入っているか、私は確認しておりませんでした。仮に農振農用地に入っていますも、一時転用という扱いですので、農振の除外等の手続は不要な物件になります。

以上です。

議 長 ほかに何か御質問ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第16号

議 長 日程第5、議案第16号 令和5年度第9次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

初めに、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第16号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定により、令和5年度第9次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでござい

ます。

お手元の議案書 6 ページをお願いいたします。

利用権設定につきましては、小櫃地区 1 件 1 筆、843 平方メートル。

設定は以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書 7 ページに記載の 1 件のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では令和 5 年 4 月 1 日より前の旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると判断しております。

議案第 16 号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたらお願いします。

16 号について、質問、御意見ありますか。

溝口委員。

溝口委員 これ千葉県園芸協会からの案件という事ですけれども、この受ける人は何歳以上は駄目だとか、何歳ぐらいが妥当とか、そういう年齢制限というはあるんですか。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 お答えいたします。

中間管理機構を通しての契約で、年齢の制限はございません。農業経営ができるかどうか、農地法での確認と同じようなことを農政課でも確認させていただいております。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに何か御質問ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決したいと思います。

議案第 16 号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎議案第 17 号

議 長 続きまして、議案第 17 号 和 5 年度農用地利用集積等促進計画案（令和 6 年 2 月）についてを議題といたします。

この中で、齊藤昇委員の関係する議案がございますので、農業委員会等による法律第 31 条の規定により、議事参与の制限により当該事項の審議開始から終了まで退室をお願いした

いと思います。

(10番 齋藤 昇委員 退室)

議 長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 議案第17号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので市が作成しました令和5年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年2月分）について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書9ページを御覧ください。

農用地利用集積等促進計画案の件数及び面積につきましては、小櫃地区12件、田42筆、6万9,709平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の10ページから16ページのとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

では、齋藤昇委員の入室を認めます。

(10番 齋藤 昇委員 入室)

◎報告第1号ないし第6号

議 長 日程第7、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第9号ないし第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告第

15号ないし第16号 軽微な農地改良にかかる届出については、事務局長専決による書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第16号について、質問、意見等がありましたら、お願ひします。

(発言する者なし)

議長 意見がないようですので、報告第1号ないし報告第16号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和6年第2回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたします。

以上で閉会といたします。

なお、次回の農業委員会総会は、令和6年3月6日水曜日、市役所5階小会議室にて開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後4時27分)